

# 令和6年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業募集要項(訓練促進資金)

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会

## 1 目的等

ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親家庭の親に対し、資金を貸し付けるものです。

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に当該資格が必要な業務に従事し、引き続き5年間業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

## 2 対象者

入学準備金は、令和6年度に高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方を、就職準備金は、高等職業訓練促進給付金を受け、令和5年度中に養成機関を修了し、資格を取得した方を対象とします。

※ 保育士修学資金貸付事業及び、介護福祉士修学資金貸付制度を受けている方は対象になりません。

※ また、入学準備金については養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる一般教育訓練給付金や専門実践教育訓練給付金等を受給する方及び自立支援教育訓練給付金事業を受けている方は対象なりません。

※ 令和5年度末に准看護師養成機関を修了、資格を取得し、引き続き令和6年度に看護師養成機関に入学する方は、入学準備金の対象なりません。

また、令和5年度末に准看護師養成機関を修了、資格を取得し、引き続き令和6年度に看護師養成機関に入学する方は、就職準備金の対象なりません。

## 3 貸付内容

### (1) 貸付額

入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内

### (2) 利子

連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1%

## 4 連帯保証人

原則として、連帯保証人が必要です。

連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者で、原則として県内に居住していることが必要です。

貸付を希望する方が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人です。

## 5 申請手続（提出書類）

- （1）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）
- （2）世帯全員の住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後3ヶ月以内のもの）
- （3）高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
- （4）個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- （5）法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類
- （6）連帯保証人を立てる場合は、市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後3ヶ月以内のもの）
- （7）入学準備金を申請する場合は、在学証明書
- （8）就職準備金を申請する場合は、養成機関を修了したことを証明する書類（卒業証書の写し又は養成機関修了証明書）及び資格証明書の写し（養成機関の修了に関連する資格に限る）

## 6 申請期間

入学準備金は、高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から30日以内に、また、就職準備金は、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から30日以内に申請してください。

## 7 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の承認または不承認について申請者あてに通知します。

貸付が承認された方には借用証書等を提出していただきます。

## 8 申請・問い合わせ先（申請前に、必ずお問い合わせください。）

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地

徳島県立総合福祉センター2F

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会

TEL 088-654-7418

FAX 088-654-7414

# 令和6年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業募集要項(住宅支援資金)

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会

## 1 目的等

自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の入居している住居費を支援する貸付金で、原則12ヶ月以内の間、求職活動を行っているひとり親家庭の親に、無利子で貸し付けるものです。

期間内に就職等により要件を満たした場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されることがあります。

## 2 対象者

児童扶養手当の支給を受けている方であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方です。

## 3 貸付内容

月額4万円以内（原則12ヶ月以内）

## 4 連帯保証人及び利子

連帯保証人は、不要です。

貸付利子は、無利子です。

## 5 申請手続き（提出書類）

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号の2）

(2) 世帯全員の住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後3ヶ月以内のもの）

(3) 児童扶養手当認定通知書又は児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の認定を受けていない場合は、世帯の所得が児童扶養手当支給水準であることを証明する書類）

(4) 策定されたプログラムの写し

(5) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）

(6) 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類（法定代理人が未成年後見人の場合は戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの））

(7) 家賃等が確認できる書類（管理費、共益費及び駐車場料金等貸付対象費用が確認できるもの）

## 6 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の承認又は不承認について申請者あてに通知します。

貸付が承認された方には借用証書等を提出していただきます。

## 7 申請・問い合わせ先（申請前に、必ずお問い合わせください。）

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地

徳島県立総合福祉センター2F

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会

TEL 088-654-7418

FAX 088-654-7414